

- 1、空き家対策総合支援事業及び空き家再生等推進事業の概要
- 2、空き家対策総合支援事業及び空き家再生等推進事業の
要綱等の構成
- 3、補助金及び交付金のスケジュール

空き家対策総合支援事業、空き家再生等推進事業

継続

令和7年度予算概算要求額:79億円、
社会資本整備総合交付金等の内数

増加する空き家がもたらす問題に対して、改正空家法（令和5年12月施行）による総合的な対策を推進するため、空き家の除却・活用に係る取組等に対する支援を行う。
また、空き家対策の効率化や空き家活用の促進のため、空き家対策におけるDXの推進等に向けた取組を支援する。

<現行制度の概要>

■ 空き家の除却・活用への支援（市区町村向け）

<空き家対策基本事業>

- 空き家の**除却**
（特定空家等の除却、跡地を地域活性化のために計画的に利用する除却等）
- 空き家の**活用**（地域コミュニティ維持・再生のために10年以上活用）
- 空き家を除却した後の**土地の整備**
- 空き家の活用か除却かを判断するための**フィージビリティスタディ**
- 空家等対策計画の策定等に必要な空き家の**実態把握**
- 空き家の**所有者の特定**

※上記6項目は空き家再生等推進事業でも支援が可能

- **空家等管理活用支援法人**による空き家の活用等を図るための業務

<空き家対策附帯事業>

- 空家法に基づく代執行等の円滑化のための**法務的手続等**を行う事業

※その他、空き家対策関連事業、空き家対策促進事業がある。

空き家の所有者が実施

除却	国	地方公共団体	所有者
	2/5	2/5	1/5

※市区町村が実施する場合は国2/5、市区町村3/5
※代執行等の場合は国1/2、市区町村1/2

空き家の所有者が実施

活用	国	地方公共団体	所有者
	1/3	1/3	1/3

※市区町村が実施する場合は国1/2、市区町村1/2

空家等管理活用支援法人が実施

支援法人 による 業務	国	地方公共団体
	1/2	1/2

■ モデル的な取組への支援（NPO・民間事業者等向け）

<空き家対策モデル事業>

- 調査検討等支援事業（ソフト）
（創意工夫を凝らしたモデル性の高い取組に係る調査検討やその普及・広報等への支援）
- 改修工事等支援事業（ハード）
（創意工夫を凝らしたモデル性の高い空き家の改修工事・除却工事等への支援）

※モデル事業の補助率

調査検討等：定額 除却：国2/5、事業者3/5 活用：国1/3、事業者2/3

空き家の活用



地域活性化のため、空き家を地域交流施設に活用

空き家再生等推進事業

→地域住宅計画に基づく事業
→埼玉県地域住宅計画

令和7年度当初予算：
社会資本整備総合交付金等の内数

国土交通省

空家等対策計画が対象とする地区において、居住環境の整備改善を図るため、**空き家・不良住宅の除却、空き家の活用等**に取り組む**地方公共団体**に対して支援する。

■ 空き家の除却・活用への支援（市区町村向け）

- 空き家の**除却** 住宅地区改良法2条4項 空き家住宅又は空き建築物
(不良住宅の除却、跡地を地域活性化のために計画的に利用する除却)
- 空き家の**活用** 空き家住宅又は空き建築物
(地域コミュニティ維持・再生のために10年以上活用)
- 空き家を除却した後の**土地の整備** 不良住宅
- 空き家の活用か除却かを判断するための**フィージビリティスタディ**
- 空家等対策計画の策定等に必要な空き家の実態把握
- 空き家の**所有者の特定**

<補助率>

空き家の所有者が実施

除却

国	地方公共団体	所有者
2/5	2/5	1/5

※市区町村が実施する場合は国2/5、市区町村3/5
※略式代執行の場合は国1/2、市区町村1/2

空き家の所有者が実施

活用

国	地方公共団体	所有者
1/3	1/3	1/3

※市区町村が実施する場合は国1/2、市区町村1/2

空き家の除却

空き家の活用



居住環境の整備改善のため、空き家を除却

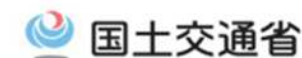


地域活性化のため、空き家を活用し観光交流施設を整備

空家対策総合支援事業

→各市町村において、
空家対策総合実施計画の策定

算：59億円



空家法の空家等対策計画に基づき市区町村が実施する空家の除却・活用に係る取組や、NPOや民間事業者等が行うモデル性の高い空家の活用・改修工事等に対して支援（事業期間：平成28年度～令和7年度）

■ 空家の除却・活用への支援（市区町村向け）

空家住宅等、特定空家等、不良住宅の区分に注意！！
→制度要綱第25条参照

<空家対策基本事業>

必須 ○ 空家の**除却**（特定空家等の除却、跡地を地域活性化のために計画的に利用する除却等）○ 空家の**活用**（地域コミュニティ維持・再生のために10年以上活用）○ 空家を除却した後の**土地の整備**○ 空家の活用か除却かを判断するための**フィージビリティスタディ**○ 空家等対策計画の策定等に必要な空家の**実態把握**○ 空家の**所有者の特定**

※上記6項目は空家再生等推進事業（社会資本整備総合交付金）でも支援が可能

○ **空家等管理活用支援法人**による空家の活用等を図るための業務

<空家対策附帯事業>

○ 空家法に基づく代執行等の円滑化のための**法務的手続等**を行う事業
（行政代執行等に係る弁護士相談費用、財産管理制度の活用に伴い発生する予納金等）

<空家対策関連事業>

○ 空家対策基本事業とあわせて実施する事業

<空家対策促進事業>

○ 空家対策基本事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業

■ モデル的な取組への支援（NPO・民間事業者等向け）

<空家対策モデル事業>

○ 調査検討等支援事業（ソフト）

（創意工夫を凝らしたモデル性の高い取組に係る調査検討やその普及・広報等への支援）

○ 改修工事等支援事業（ハード）

（創意工夫を凝らしたモデル性の高い空家の改修工事・除却工事等への支援）

※モデル事業の補助率

調査検討等：定額 除却：国2/5、事業者3/5 活用：国1/3、事業者2/3

<補助率>

空家の所有者が実施

	国	地方公共団体	所有者
除却	2/5	2/5	1/5

※市区町村が実施する場合は国2/5、市区町村3/5
※代執行等の場合は国1/2、市区町村1/2

空家の所有者が実施

	国	地方公共団体	所有者
活用	1/3	1/3	1/3

※市区町村が実施する場合は国1/2、市区町村1/2

空家等管理活用支援法人が実施

	国	地方公共団体
支援法人による業務	1/2	1/2

空家の活用



地域活性化のため、空家を地域交流施設に活用

空き家再生等推進事業（社会資本整備総合交付金事業）

社会資本整備総合交付金交付要綱（交付対象となる基幹事業について）

6条1項イ⑮地域住宅計画に基づく事業

附属第Ⅱ編（交付対象事業の要件） 1章イー15地域住宅計画に基づく事業→住宅地区改良事業

附属第Ⅲ編（国費の算定方法） 1章イー15地域住宅計画に基づく事業

地域住宅法（地域住宅計画について）

6条 地域住宅計画の作成について

住宅地区改良事業等対象要綱（空き家再生等推進事業について）

4条4項空き家再生等推進事業の交付金の交付対象について

住宅地区改良法（不良住宅とは）

2条4項 不良住宅とは

社会資本整備総合交付金申請等要領（事務処理について 各種様式）

社会資本整備総合交付金事業の実績報告書等要領（事務処理について 各種様式）

空き家対策総合支援事業

住宅市街地総合整備事業制度要綱（空き家対策総合支援事業について）

2条4項 空き家対策総合支援事業の定義

25条 空き家対策総合支援事業について（基本事業、附帯事業、関連事業、促進事業）



住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱（基本事業、附帯事業、促進事業について）

4条補助金の額 17項基本事業、18項附帯事業、19項促進事業

住宅地区改良法（不良住宅とは）

2条4項 不良住宅とは

空き家対策総合支援事業事務処理要領（事務処理について 各種様式）

1章 空き家対策総合実施計画の策定について

参考様式2 実施計画（2～3ページ程度）

